

実践に学ぶ これからの地域づくりのヒント

— 市民協働の扉をひらく —

「別府市協働のまちづくり推進条例」が4月に施行され、別府市の協働体制もいよいよ本格化してきました。組織を構成する人材の確保など、日頃より地域で抱える様々な課題の解決について、先進事例の紹介も交えた講話の中からヒントを掴み、魅力と活力のあふれる別府の実現に向け、今からできることを皆で考えてみませんか。

日時

平成27年10月24日（土）
13時30分～15時30分

会場

ビーコンプラザ 国際会議室
（別府市山の手町12-1）※裏面参照

参加費

無料（事前の申し込みが必要です）※裏面参照

対象

市民、自治会、ボランティア団体、
NPO法人、協働に興味のある人など

協働とは：地域のさまざまな問題や課題を解決するために、市民（自治会・NPO法人・大学・企業など）と市、または市民と市民が、それぞれの得意分野を持ち寄って、対等な立場で協力していくことです。

講師紹介

櫻井 常矢（さくらい つねや）さん

高崎経済大学 地域政策学部 地域づくり学科 教授。

地域のくらしや活性化を支える地域づくり活動の中にも住民の学びの場があることに着目し、“ひとづくり”の視点から地域政策や地域づくりの実践のあり方などを研究。

また、東日本大震災以降、福島県浪江町にて町民の絆を育む「復興支援員」のアドバイザーとして、システム構築並びに事業推進に関する助言や研修を行うなどの復興支援にも取り組まれている。



別府市協働のまちづくり推進条例（一部抜粋）

（基本理念）

第3条 協働のまちづくりの推進は、市民及び市が対等の立場に立って、各々の自由な意思に基づいて行うものとします。

2 協働のまちづくりの推進は、市民及び市が互いに理解を深め、それぞれの役割や責任の分担を明確にして行うものとします。

3 協働のまちづくりの推進は、市民及び市がお互いの自主性を尊重し、主体性を持って行うものとします。

4 協働のまちづくりの推進は、情報公開の下で、公平かつ公正に行うものとします。

（市民の役割）

第4条 市民は、前条に規定する基本理念に基づき、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の周りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、協働のまちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとします。

2 市民は、その特性を生かしながら協働のまちづくり活動を行うとともに、広く市民の理解を得られるように努めるものとします。

申込方法

下記の参加申込書にご記入のうえ、**10月21日（水）**までに自治振興課へ提出してください（郵送・FAXでも可）

申込み・お問合せ先

〒874-8511
別府市上野口町1-15
別府市自治振興課 協働推進室
TEL：0977-21-1125
FAX：0977-21-6399

会場案内図



キ - リ - ト - リ

参加申込書

フリガナ 氏名	性別 どちらかに ○を記入	住所	連絡先	所属先 ※所属団体がある場合 のみご記入ください
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			
	男・女			